

論説

地方自治体の外郭団体問題解決の道

(株)日本総合研究所 調査部
主任研究員 河村小百合

はじめに

近年、自治体財政の健全化に向けた取組みが進展している。

2007年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方財政健全化法」）による枠組みが、今年度から本格的に機能し始めた。同法は、かつての地方再建法制を抜本的に見直し、地方財政の早期健全化や再生の枠組みを整備するものである。具体的には、各団体の財政のフロー・ストック両面にわたり、かつ外郭団体（公社、第三セクター等）までをカバーする、新たな4つの財政指標（健全化判断比率）が定められた。そして、各自治体の財政状態は、各団体の申し出によるのではなく、客観的なこの4指標の数値に基づいて、①健全段階、②早期健全化段階、③財政再生段階、のいずれにあるのが判断されることとなった。そして、②早期健全化段階においては、各自治体の自主的な努力による健全化が、また③財政再生段階においては、国等の関与により、当該自治体財政の確実な再生が図られることとなっ

た。

去る10月2日には、2008年度決算に基づく、この4指標の算出結果の速報値が公表された。全国の自治体は、これに基づき、上述の①～③の段階に分類され、②早期健全化段階や、③財政再生段階に該当した自治体は、それぞれ、厳しい財政健全化努力を求められることになっている。

これと同時に、各自治体による、外郭団体の経営問題への抜本的な改革の取組みを支援するため、2009年度から5年間の時限措置として、各自治体の本体（普通会計）による「第三セクター等改革推進債」の発行が認められることとなった。

夕張市等で、外郭団体の経営問題を一因に、自治体自身の財政運営に重大な支障を来すケースが散見されることもあって、近年、外郭団体の経営問題は、次第に認識されるようになりつつある。しかしながら、これまでのところ、各外郭団体の経営に関する情報開示そのものが、あまり行われていない¹こともあり、この問題が、マクロ（地方財政全体）、ミクロ（各

自治体の財政運営)の両面で、どの程度の重みをもつものなのかについて、あまり分析が進んでいるとはいえない状況にあった。そこで本稿では、近年の公表データを基に、自治体の外郭団体の経営問題の現状を分析し、合わせて、今後望まれる対応を考えることとしたい。

金融的な手法を多用

わが国の自治体はこれまで、普通会計や公営企業会計によって、住民に行政サービスを提供するのみならず、公社や第三セクターといった外郭団体を多く設立し、その業務運営を通じてサービスの供給や政策目的の達成を図ってきた。このうち、公社は、親元の自治体が100%出資するものではあるが、法人格としては自治体自身とは別個であり、自治体本体(普通会計、公営企業会計)の財政運営とは、原則として明確に切り離しつつ運営されている。また、第三セクターは、自治体と並んで、地元の民間企業等が出資して設立するもので、公社同様、自治体本体の財政運営とは、明確に切り離されている。

ただし、実際には、親元の自治体が、これらの外郭団体の経営を、様々な方法で支援してい

るケースが少なくない(図表1)。親元の自治体が外郭団体の経営を支援するに際しては、補助金といった使い切りの財政資金の交付以外に、資金が将来返済されることが前提の、金融的な手法を多用してきた、という特徴がある。具体的には、①自治体自身からの貸付、②当該外郭団体が民間金融機関等から融資を受けるに際しての債務保証の付与(土地公社、道路公社の場合)、③同じく損失補償の付与(三セク等の場合)である。ちなみに、都道府県・政令指定都市の全国合計ベースで、これらの各手法による信用供与残高(2006年度末)をみると、貸付金の残高合計が約3.9兆円であるのに対し、債務保証付き債務残高・損失補償付き債務残高の合計は約6.2兆円となっている。

財政政策運営のうちの相当な部分を、金融的な手法に頼ってきたのは、地方自治体に限った話ではなく、国にもみられるわが国の特徴である。国の場合は財政投融資がその典型で、地方の場合は公社・三セク、公営企業ということになる。国・地方とも、財投や公社・三セク等の部分まで実質的に連結させて考えれば、こうした金融活動に基づく、巨大なバランス・シートを保有し、ひいてはそれに伴う信用リスクや金

図表1 都道府県・政令指定都市による、外郭団体への財政支援の状況

(百万円、%)

	自治 体数	標準財政 規模小計	外郭 団体数	出資金		補助金		貸付金		債務保証付債務残高		損失補償付債務残高	
					対標準財政 規模比率		対標準財政 規模比率		対標準財政 規模比率		対標準財政 規模比率		対標準財政 規模比率
<都道府県>													
北海道・東北	7	3,552,279	344	303,703	8.5	55,827	1.6	224,321	6.3	64,329	1.8	242,452	6.8
関東・甲信越	10	9,530,552	392	569,466	6.0	87,936	0.9	1,515,886	15.9	186,545	2.0	681,678	7.2
中部	7	3,449,201	317	365,826	10.6	26,989	0.8	364,952	10.6	689,803	20.0	237,134	6.9
近畿	6	3,634,376	262	413,740	11.4	58,670	1.6	285,743	7.9	503,190	13.8	366,238	10.1
中国・四国	9	2,743,962	323	142,436	5.2	15,971	0.6	292,393	10.7	145,600	5.3	113,369	4.1
九州・沖縄	8	3,120,478	328	332,447	10.7	28,427	0.9	298,815	9.6	426,941	13.7	79,429	2.5
小計	47	26,030,848	1,966	2,127,618	8.2	273,820	1.1	2,982,110	11.5	2,016,408	7.7	1,720,300	6.6
政令指定都市	15	5,189,614	541	866,257	16.7	114,138	2.2	881,829	17.0	1,367,299	26.3	1,053,826	20.3
全国合計	62	31,220,462	2,507	2,993,875	9.6	387,958	1.2	3,863,939	12.4	3,383,707	10.8	2,774,126	8.9

(資料) 各自治体の『平成18年度財政状況等一覧表』(2008年5月時点において、総務省ホームページにアップされていたベースの計数)。

利リスクといった、金融面のリスクを抱えていることになる。欧米主要国にも、金融的な手法を用いて財政政策運営を行っているケースはあるが、これほどの規模で行っているケースはみられない。

全都道府県・政令市の、外郭団体関連リスクの試算結果

地方自治体の場合、今後、仮に外郭団体の経営が悪化し、民間金融機関等や親元の自治体から借り入れている資金の元利払いが滞るようなこととなれば、当該外郭団体のみならず、貸付金や、債務保証、損失補償というルートを通じて、親元の自治体にその負担が及び、ひいては財政運営全体に大きな影響が及びかねない。

そこで、各自治体が抱える、外郭団体関連のリスクの規模を把握すべく、公表データ（2006<平成18>年度分の『財政状況等一覧表』）を基に、全都道府県、政令指定都市を対象に試算

を行った。具体的には、①親元の自治体からの貸付金、②債務保証付き債務、③損失補償付き債務の各々について、まず、金額、および対標準財政規模比率を把握した（各自治体が外郭団体関連で抱える潜在的なリスク、図表2）。

次に、データが示す各外郭団体の経営実態ごとに、①～③のリスクの金額を分類した。外郭団体の経営実態は、『財政状況等一覧表』中の計数のうち、①資本または正味財産、②経常損益の二つの指標をマトリックス的に組み合わせで判定した（図表3）。すなわち、①親元の自治体からの出資額を控除した実質ベースで資産超過、かつ②親元の自治体からの補助金を控除した実質ベースで経常利益を計上している外郭団体は、当面の経営に問題はない、とし、①実質債務超過かつ②実質経常損失の外郭団体は、経営が「相当程度」悪化していると判定した。また、①実質債務超過または②実質経常損失を計上している外郭団体は、経営が「一定程度」

図表2 全都道府県・政令指定都市が、外郭団体関連で抱える潜在的リスクの状況
(債権・偶発債務の金額および対標準財政規模比率)

(百万円、%)

	貸付金		債務保証付債務		損失補償付き債務		債権・2債務合計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
<全都道府県> 合計/平均	2,982,110	11.5	2,016,408	7.7	1,720,300	6.6	6,718,818	25.8
最大	1 な県	24.0	1 を県	49.6	1 な県	39.7	1 を県	75.5
	2 め県	22.2	2 む県	44.4	2 ハ県	20.7	2 な県	70.5
	3 ロ県	20.9	3 う県	19.0	3 ぬ県	18.9	3 む県	60.8
最小	1 か県	0.8	1 あ県	0.0	1 あ県	0.1	1 あ県	0.9
	1 あ県	0.8	1 た県	0.0	1 せ県	0.1	2 た県	2.9
	3 せ県	1.1	1 み県	0.0	1 む県	0.1	3 か県	4.7
<政令指定都市> 合計/平均	881,829	17.0	1,367,299	26.3	1,053,826	20.3	3,302,955	63.6
最大	1 M市	42.4	1 M市	88.1	1 O市	83.0	1 M市	137.5
	2 K市	24.8	2 I市	83.0	2 C市	29.0	2 I市	118.2
	3 I市	22.9	3 F市	64.1	3 K市	19.6	3 O市	97.2
最小	1 A市	0.3	1 L市	0.0	1 A市	0.0	1 L市	4.4
	2 E市	0.8	1 O市	0.0	1 E市	0.0	2 B市	7.2
	3 B市	1.8	3 B市	5.3	1 F市	0.0	3 A市	7.9
					1 L市	0.0		

(資料) 平成18年度財政状況等一覧表(2008年5月時点で総務省HPにアップされていた計数のベース)

(注1) 都、道、府についても、本表では「県」として扱った。

(注2) 最大値の算出上、大規模な自然災害への対応目的によるケースは除いて比較した。

図表3 外郭団体の経営実態の判定の考え方

			損益計算書上の経常損益（注2）	
			黒字（経常利益）	赤字（経常損失）
貸借対照表上の 「資本または正味財産」 （純資産、注1）	（資産超過） プラス		当面の経営に 問題なし	経営は 「一定程度」 悪化
	（債務超過） マイナス		経営は 「一定程度」 悪化	経営は 「相当程度」 悪化

（資料）日本総合研究所作成。

（注1）「資本または正味財産」は、親元の自治体からの出資額を控除して判定（名目値がプラスでも控除後にマイナスとなれば、実質債務超過と判定）。

（注2）「経常損益」は、親元の自治体からの、直近の年度の補助金交付額を控除して判定（名目値がプラスでも控除後にマイナスとなれば、実質経常損失と判定）。

悪化していると判定した。ちなみにこうしたアプローチは、総務省の健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WTが、財務諸表を基に外郭団体の経営状況を判定する場合に示した考え方とほぼ同様である。試算結果の概要は図表4、5の通りである（全都道府県・政令市に関する詳細な試算結果等は後掲の参考図表1、2参照）。

「地方」よりも「大都市部」に深刻な問題 —自治体ごとのリスクの大小にはバラツキも

これらの試算結果を、都道府県・政令市全体ベースでみると、まず、潜在的なリスク（図表2）の金額の合計は約10兆円に達する。債務負担能力をみるべく、対標準財政規模比率をとると、都道府県の金額加重平均は約26%、政令市は同約64%に達する。また、経営が「相当程度」悪化している外郭団体関連でのリスクの規模は、全都道府県・政令市の合計で約6,500億円

となる（図表4）。他方、「一定程度」悪化分関連では、同じく約5.4兆円となる（図表5）。

次に、試算結果を個別自治体ベースでみると、都道府県、政令市とも、外郭団体関連で抱えているリスクの規模が大きい自治体と小さい自治体との間の差が極めて大きい。これは、図表2、4、5で示した各観点に共通した特徴である。なお、三つの観点の最上位ないし最下位に位置する自治体を見ると、必ずしも同様の顔ぶれではなく、自治体ごとに抱える問題の質が異なっていることがわかる。なお、総じて、この外郭団体の問題は、都道府県よりもむしろ、政令指定都市に深刻なところが多い。

また、そのリスクの抱え方には、様々なパターンがある。貸付金などのウエートが高い自治体もあれば、債務保証ないし損失補償のいずれかの残高が大きいところもある一方、これら三つの合計が相当大きくなっている自治体も複数存在する。外郭団体の経営実態にも自治体ごとに

図表4 都道府県・政令指定都市が、経営が相当程度悪化している外郭団体関連で抱えるリスクの状況
(債権・偶発債務の金額および対標準財政規模比率)

(百万円、%)

	貸付金		債務保証・損失補償付債務		債権・2債務合計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
<都道府県> 合計/平均	173,880	0.7	201,321	0.8	375,201	1.4
最大	1 く県	6.4	1 ハ県	16.1	1 ハ県	21.8
	2 ハ県	5.7	2 な県	10.9	2 く県	12.3
	3 ほ県	4.6	3 し県	6.5	3 な県	11.1
<政令指定都市> 合計/平均	134,067	2.6	148,026	2.9	282,093	5.4
最大	1 J市	10.5	1 N市	10.3	1 N市	15.4
	2 G市	7.4	2 K市	9.4	2 G市	14.4
	3 N市	5.1	3 G市	7.0	3 K市	12.8

(資料) 平成18年度財政状況等一覧表(2008年5月時点で総務省 HP にアップされていた計数のベース)

(注1) 都、道、府についても、本表では「県」として扱った。

(注2) 実質債務超過(名目の債務超過のほか、親元である地方自治体からの出資が毀損している先をも含む)、かつ実質経常赤字(名目の経常赤字から、親元である地方自治体からの補助金を控除した後の計数で判定)の外郭団体を、「相当程度」経営が悪化している先として判定。

(注3) 最大値の算出上、大規模な自然災害への対応目的によるケースは除いて比較した。

図表5 都道府県・政令指定都市が、経営が一定程度悪化している外郭団体関連で抱えるリスクの状況
(債権・偶発債務の金額および対標準財政規模比率)

(百万円、%)

	貸付金		債務保証・損失補償付債務		債権・2債務合計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
<都道府県> 合計/平均	2,091,026	8.0	1,699,022	6.5	3,790,048	14.6
最大	1 な県	23.9	1 な県	43.2	1 な県	67.1
	2 め県	21.7	2 ハ県	24.4	2 ハ県	32.6
	3 ロ県	14.4	3 し県	19.8	3 し県	29.6
<政令指定都市> 合計/平均	467,578	9.0	1,093,694	21.1	1,561,272	30.1
最大	1 K市	22.1	1 O市	48.8	1 O市	60.1
	2 N市	15.3	2 G市	31.9	2 M市	42.7
	3 M市	13.7	3 C市	29.0	3 G市	41.8
			3 M市	29.0		

(資料) 平成18年度財政状況等一覧表(2008年5月時点で総務省 HP にアップされていた計数のベース)

(注1) 都、道、府についても、本表では「県」として扱った。

(注2) 実質債務超過(名目の債務超過のほか、親元である地方自治体からの出資が毀損している先をも含む)、もしくは実質経常赤字(名目の経常赤字から、親元である地方自治体からの補助金を控除した後の計数で判定)の外郭団体を、「一定程度」経営が悪化している先として判定。

(注3) 最大値の算出上、大規模な自然災害への対応目的によるケースは除いて比較した。

差があり、相対的に経営実態の悪い外郭団体を多く抱えている自治体もあれば、そうでない自治体も存在する。なお、注意すべきは、相対的に経営実態の悪い外郭団体を多く抱えていない自治体についても、外郭団体関連の潜在的なリスクの規模自体が極めて大きく(図表2で対標

準財政規模比率が100%超)、今後の金利情勢次第では、普通会計等の地方債の債務負担とも相まって、外郭団体の経営問題が、親元の自治体自身の財政運営に大きく影響しかねないところも少なからず存在する点である。

外郭団体の形態別にみると、土地公社・道路

公社（いずれも債務保証）関連や、住宅公社（損失補償）関連に加え、地下鉄や新交通システム等、交通関係のリスクが大きくなる傾向がみられる。

また、地方交付税の不交付団体である等、本来、財政力の強いはずの自治体のリスクが大きくなる傾向も窺われる。都道府県について、政令市が存在する県のリスクが、政令市自身が抱えるリスクとともに、共振するような形で大きくなっているケースも複数みられる。

このようにみると、この自治体の外郭団体経営の問題は、いわゆる「地方」の問題というよりはむしろ、「大都市部」の問題という要素がかなり強いといえよう。

今後の課題

以上のような、自治体の外郭団体の経営問題への対応として、総務省において、2008年12月に、債務調整等に関する調査研究会が報告書を公表した²ことを受けて、検討が進められた。そして、各自治体による、外郭団体の経営問題への抜本的な改革の取組みを支援するため、2009年度から5年間の時限措置として、各自治体の本体（普通会計）による「第三セクター等改革推進債」の発行が認められることとなった。なお、同じ時期に、第三セクターの経営問題に対処するために、設立が検討されていた「地域力再生機構（仮称）」に関しては、結果的に、三セクを対象とするものとしては設立が見送られ、民間企業を対象とする「企業再生支援機構」として、去る10月に発足することとなった。

「第三セクター等改革推進債」の枠組みは、「外郭団体のなかには、相当悪い経営状況をかかえたものが少なくない」との厳しい現状認識に立ち、そうした外郭団体に対して、法的整理や、

それに準じた一定の要件を満たす私的整理の場合に限り³、その発行を認めることとされているものである（川崎〔2009〕）。

このような対応については、以下のような課題が存在すると考えられる。

第一には、この「第三セクター等改革推進債」の枠組みが、今後どの程度活用されるかは、あくまで現場の自治体自身の判断次第、ということになっている点である。現段階で、全国レベルでこの問題の解決を目指す機関、換言すれば、全国の自治体横並びで、この外郭団体の問題を検証し、改革を促す機関は存在しない。実際には、各自治体の首長、議会、住民が、この外郭団体の経営問題がどの程度深刻であり、自分達の自治体の今後の財政運営にどの程度の影響を及ぼすことがあり得るのかを認識していない限り、検討は始まらないであろう。

現状では、当事者の認識を促すための仕組み、ないし仕掛けは不足している。まず、外郭団体の経営状態を、各自治体について横並びで評価するような枠組みが存在しない。地方財政健全化法における、将来負担比率の計数が、分子にこの外郭団体向けの一般会計負担額を含む、という意味で、唯一の枠組みといえるかもしれない。しかしながら、この将来負担比率は、当然のことながら、普通会計や公営企業会計自身の将来負担をも含むもので、外郭団体の経営状態のみを反映しているわけではない。なお、全国の自治体の「財政状況一覧表」を総務省が公表するに際して、2007（平成19）年度分から、外郭団体への債務保証や損失補償の残高のうち、将来負担比率の分子に算入される「一般会計負担額」が公表されるようになったことは前進であろう。また、一部の自治体に関しては、IRの際の資料等を通じて、将来負担比率の内訳を、

さらに細かく公表する⁴動きもみられる。こうした動きを、取組みの進んだ一部の自治体止まりのものとせず、全国の自治体に適用されるレベルにまで引き上げ、情報開示の質を向上させることが望まれる。そのような取組みを通じて、各自治体の関係者による、この問題の深刻さに対する認識が高まることになるものと考えられる。

第二には、上述の将来負担比率への、外郭団体絡みの一般会計負担額の算入に際して、その基準にあいまいな部分がなお残存していることである。この負担額の算入額を決定するに際しては、当該外郭団体の財務諸表による方式以外

にも、様々な方式が認められている（図表6）。また三セクが抱える損失補償付きの債務は、図表7に示すような5段階に区分されることとなっているが、実際には、図表8に示すような理由で、この区分の判定を変更することが認められている。外郭団体の経営状況を把握するうえで、各自治体に対する規律付けとなる指標が、将来負担比率程度しか存在しない状況下で、こうした、いわば「特例」を認めるような対応がとられていることは、各自治体が現在抱えている、外郭団体経営問題の規模が看過され、当該自治体による抜本的な対応への着手が遅れる、といったことにもなりかねない。今後の改善が

図表6 総務省・「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討 WT」が示した、損失補償債務等負担見込み額の算定方式

- (1) 標準評価方式
 - ① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法）
 - ② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）
 - ③ 格付け機関の格付け等の専門の第三者の評価から算定する方法
- (2) 個別評価方式
 - ① 資産債務個別評価方式
 - ② 経営計画個別評価方式
 - ③ 損失補償付き債務償還費補助評価方式

（資料）総務省・健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討 WT 第6回会合資料2「損失補償債務評価基準（案）と論点」、2008年3月14日。

図表7 総務省・標準評価方式における、損失補償付き債務の区分

名称	損失補償債務算入率	内容
A 正常償還見込み債務	10%以上	当該法人の収益（地方公共団体からの補助金等を除く。）で、損失補償付き債務を償還できる見込みの債務
B 地方団体要関与債務	30%以上	経常損益が赤字であるなど財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付き債務 損失補償付き債務の償還に低率ではあるが一定の地方公共団体負担が予定されまたは見込まれている債務
C 地方団体要支援債務	50%以上	繰越欠損金を持つなど財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付き債務 損失補償付き債務の償還に、1/2程度の地方公共団体負担が予定されまたは見込まれている債務
D 地方団体実質管理債務	70%以上	経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付き債務 損失補償付き債務の償還に、70%程度の地方公共団体負担が予定されまたは見込まれている債務
E 地方団体実質負担債務	90%以上	実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付き債務 損失補償付き債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体負担が予定されまたは見込まれている債務

（資料）総務省・健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討 WT 第6回会合資料2「損失補償債務評価基準（案）と論点」、2008年3月14日。

図表8 総務省・標準評価方式において、損失補償付き債務の債務者区分の判定の変更等が認められるケース

- 第2 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準
- 5 標準評価方式による区分を行う場合において、売上げが継続して減少している等、特に考慮すべき事情がある法人については、算入率を一定程度、高めることを検討するものとする。
- 6 3の財務諸表等による標準評価方式に基づく損失補償債務の区分は、次のような法人の事情があるときは、それぞれ、次の方法によることができる。ただし、法人の経営実態等からこれらの方法によることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。
- (1) 当該法人が営業開始準備中であるとき A 正常償還見込債務（仮称）
 - (2) 当該法人が営業開始から3年以内であるとき A 正常償還見込債務（仮称）
 - (3) 当該法人が、創業から概ね5年以内に黒字化し、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されているとき A 正常償還見込債務（仮称）
 - (4) 当該法人の売上げが3期連続上昇し、経常利益を確保しているとき 一ランク上の区分
 - (5) 当該地方公共団体以外の地方公共団体や金融機関等の主体による支援を前提として経営改善計画等が策定されているとき 一ランク上の区分

（資料）総務省・健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討 WT 第6回会合資料2「損失補償債務評価基準（案）と論点」、2008年3月14日。

（注）損失補償債務の区分については、後掲図表11参照。

望まれる。

第三には、この「第三セクター等改革推進債」の枠組みは、外郭団体の経営問題の解決のコストを、自治体の普通会計に付け替えるものに過ぎない、という点である。これは過去の政策運営上、金融的な手法を安易に多用した自治体にとって、その結果として金融面のリスクが表面化しつつあることを意味する。「第三セクター等改革推進債」を発行することで、問題の本質的な解決につながるわけではない。そしてこの「第三セクター等改革推進債」は、単に第三セクターのみならず、自治体の公営企業の廃止を含む抜本的な改革の際にも用いることが可能とされているものである。さらに、2008年度には、公営企業のなかの病院にターゲットを絞った改革推進のため、「公立病院特例債」の発行が当年度限りで認められ、全国の52の自治体で、実際に発行されている。このように、各自治体は現在、外郭団体に限らず、過去、金融的な手法を多用したいわば「ツケ」の清算を一度に迫られ、普通会計の債務負担が膨張している状況に

ある。これは、外郭団体等の親元である自治体自身が、将来的にその債務負担に耐え得るか、という次の段階の問題を惹起することとなる。

このように、経営に問題のある外郭団体の処理、およびそれに伴う自治体の財政負担増大の問題は、これほどまでに巨額の債務を抱えたわが国の公的セクターの債務管理上、最初のほころびとなりかねない。各自治体、ひいてはわが国公的セクター全体の信用力を維持するため、この外郭団体の処理を喫緊の課題として、国を挙げて取り組むことが望まれる。

（参考文献）

- ・川崎穂高 [2009] .「第三セクター等改革推進債について」、地方財務協会『地方財政』2009年5月号
- ・河村小百合 [2008] .「地方自治体の外郭団体経営問題と対応の方向性」、日本総合研究所『Business and Economic Review』2008年12月号

(注)

- 1 全国の自治体について、外郭団体の経営情報が横並びで開示されているのは、2005（平成17）年度分から公表されるようになった「財政状況等一覧表」におけるものとどまっている。そこでの外郭団体に関する開示項目は、①名称、②純資産または正味財産、③当該団体からの出資金、④当該団体からの補助金、⑤当該団体からの貸付金、⑥当該団体からの債務保証にかかる債務残高、⑦当該団体からの損失補償にかかる債務残高、⑧（参考）一般会計等負担見込額（将来負担比率に算入される算定上の数値で、2007年度分から公表開始）にとどまっている。
- 2 本研究会の報告書のフローチャートにおいては、事業の採算性がない場合にも、清算以外に様々な選択肢が掲げられており、後年度にかけて当該自治体に相応の重い財政負担が残る、ないしは負担が表面化するのを先送りする、といったものが少なくない。また、改革策の検討が、当該三セクや親元の自治体等、地元の関係者のみで行われる場合、真の経営実態の評価に基づく厳しい判断が果たして下せるのか、という懸念も残る。地元の関係者のみによって、単なる看板の掛け替えのような結論が採用されるケースが多くなれば、外郭団体改革の実効性は著しく低下しよう。
- 3 具体的には、次の通り。①法人の解散としては、（イ）破産法に基づく破産手続き、（ロ）会社法に基づく特別清算手続き、により法人の清算を行う場合。
②法人の事業の再生としては、以下の手続きにより行う場合。
（イ）民事再生法に基づく再生手続き、
（ロ）会社更生法に基づく更生手続き、
（ハ）特定債務等の調整の促進のための特定調

停に関する法律に基づく特定調停手続きで、一定の要件に該当するもの、

- （ニ）私的整理に関するガイドライン等、一定の要件を満たす、一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則に従って、債務処理に関する計画を策定して、債務処理を行う手続き。具体的には（a）私的整理に関するガイドライン、（b）RCC 企業再生スキーム、（c）中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順および特定認証紛争解決手続きが該当。

- 4 例えば、将来負担比率の分子について、①普通会計の地方債の実残高、②債務負担行為に基づく支出予定額、③企業会計の地方債の元金償還に宛てるための繰り出し見込み額、④退職手当支給予定額にかかる一般会計等負担見込み額、⑤設立法人（引用者注：外郭団体）の負債の額等にかかる一般会計等負担見込み額（各外郭団体向け損失補償額および算入率＜本稿図表7に示すもの＞）等に細分して、これらの項目ごとの詳細な算出過程を、丁寧に開示しようとする動きがみられる。

(参考図表1) 各道府県・政令指定都市による外郭団体への財政支援の状況、およびこれらの自治体が外郭団体関連で抱える潜在的リスク（債権・偶発債務）の状況
(百万円、%)

財政支援の状況（単体合計）				債権・偶発債務の状況（単体合計）			
出資金	対標準財政規模比率	補助金	貸付金	債務保証付債務残高		損失補償付債務残高	対標準財政規模比率
				対標準財政規模比率	対標準財政規模比率		
<都道府県>							
あ 県	8,404	26	1,111	0.3	25,49	0	0.1
い 県	12,854	35	2,714	0.7	27,984	32,895	91
う 県	43,874	15.9	1,429	0.5	6,326	9,823	36
え 県	58,282	6.0	1,951	0.2	44,346	73,212	22
お 県	6,527	26	1,628	0.6	33,889	29,546	11.6
か 県	9,177	2.3	2,653	0.7	3,142	3,3	0.7
き 県	33,603	9.6	2,351	0.7	32,134	31,219	9.0
く 県	8,045	2.7	2,298	0.8	22,211	20,073	6.8
け 県	72,612	28.1	5,910	2.3	25,542	5,029	1.9
こ 県	14,805	6.5	858	0.4	12,558	4,4	0.2
さ 県	13,609	6.1	1,669	0.7	14,554	2,492	1.1
し 県	4,799	2.1	1,391	0.6	21,891	29,997	13.4
す 県	34,387	7.2	1,250	0.3	21,532	13,155	2.7
せ 県	26,590	4.0	1,411	0.2	7,471	865	0.1
そ 県	12,408	3.2	1,757	0.5	17,854	912	0.2
た 県	46,587	12.5	7,623	2.1	6,903	3,688	1.0
ち 県	18,890	4.3	4,245	1.0	27,003	29,567	6.8
つ 県	21,397	7.0	1,925	0.6	24,874	14,894	4.8
と 県	7,907	2.0	1,948	0.5	11,206	5,557	1.4
と 県	11,355	4.9	1,374	0.6	12,387	5,298	2.3
な 県	52,551	9.4	7,455	1.3	134,059	221,656	39.7
に 県	23,224	4.1	2,636	0.5	32,260	24,520	4.4
ぬ 県	34,072	12.2	5,498	2.0	52,799	52,889	18.9
ね 県	26,847	8.9	4,056	1.3	22,529	8,754	2.9
の 県	42,192	7.9	996	0.2	64,466	14,154	13.4
は 県	7,623	3.2	2,108	0.9	18,732	13,314	3.4
ひ 県	29,416	7.4	2,358	0.6	31,278	9,086	0.5
ふ 県	21,576	9.6	9,839	4.4	41,006	21,357	9.5
へ 県	50,655	16.4	7,080	2.3	21,410	16,500	5.3
ほ 県	62,605	7.2	6,853	0.8	11,2735	7,291	0.8
ま 県	17,040	3.6	2,739	0.6	9,129	22,002	4.7
ま 県	7,103	3.8	1,363	0.7	27,338	8,632	4.6
む 県	166,116	20.2	3,258	0.4	133,581	1,169	0.1
め 県	10,824	2.7	4,183	1.1	88,339	10,568	2.7
も 県	26,649	2.3	5,576	0.5	27,743	122,186	1.0
や 県	9,998	2.4	3,594	0.9	38,338	29,613	3.0
ゆ 県	11,325	4.3	2,424	0.9	26,945	16,158	6.1
よ 県	68,852	7.3	4,707	0.5	81,266	117,457	18.4
わ 県	48,260	13.8	5,281	1.5	32,241	7,268	2.1
を 県	267,583	22.0	4,362	0.4	203,437	110,998	9.1

(参考図表2) 各都道府県・政令指定都市が外郭団体関連で抱える債権・偶発債務のうち、経営が「相当程度」ないし「一定程度」悪化している外郭団体向けの分に關する試算結果
(百万円、%)

	【相当程度】悪化分				【一定程度】悪化分			
	外郭団体数		債権保証・損失補償付き債務		外郭団体数		債権保証・損失補償付き債務	
	全体に占めるシェア	貸付金	対標準財政規模比率	残高	全体に占めるシェア	貸付金	対標準財政規模比率	残高
<都道府県>								
1	4.2	0	0.0	0	15	62.5	0.8	226
2	3.6	0	0.0	0	14	24.71	6.7	20,384
3	10.7	165	0.1	165	24	500	22	20,800
4	0.0	0	0.0	0	17	6.114	4.1	79,755
5	0.0	0	0.0	0	20	40,030	29	15,573
6	0.0	0	0.0	0	22	7,267	0.8	12,050
7	0.0	0	0.0	0	16	3,123	7.3	13,732
8	3.2	0	0.0	0	22	51.6	7.1	20,073
9	12.5	18,707	6.4	17,265	22	68.8	9.1	28,090
10	6.1	0	0.0	0	23	20,805	1.1	412
11	3.0	19	0.0	0	19	69.7	2.5	2,464
12	2.9	0	0.0	0	23	23,550	9.8	44,384
13	2.9	7	0.0	0	23	2,439	1.1	7,936
14	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
15	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
16	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
17	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
18	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
19	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
20	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
21	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
22	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
23	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
24	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
25	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
26	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
27	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
28	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
29	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
30	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
31	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
32	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
33	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
34	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
35	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
36	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
37	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
38	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
39	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
40	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
41	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
42	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
43	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
44	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
45	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
46	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
47	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
48	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
49	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
50	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
51	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
52	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
53	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
54	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
55	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
56	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
57	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
58	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
59	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
60	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
61	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
62	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
63	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
64	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
65	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
66	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
67	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
68	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
69	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
70	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
71	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
72	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
73	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
74	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
75	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
76	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
77	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
78	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
79	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
80	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
81	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
82	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
83	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
84	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
85	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
86	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
87	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
88	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
89	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
90	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
91	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
92	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
93	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
94	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
95	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
96	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
97	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
98	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
99	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
100	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
101	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
102	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
103	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
104	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
105	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
106	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
107	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
108	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
109	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
110	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
111	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
112	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
113	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
114	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
115	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
116	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
117	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
118	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
119	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
120	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
121	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
122	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
123	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
124	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
125	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
126	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
127	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
128	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
129	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
130	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464
131	2.9	0	0.0	0	23	6.76	2.5	2,464

